平成２６年（フ）第５１号
三重県松阪市深長町618番地５
債務者　片田　元子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８８号
静岡県富士宮市青木694番地
債務者　佐野　秀治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　亮
4　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９５号
三重県桑名市大字小泉663番地
債務者　鈴木　克彦
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４６６号
広島県安芸郡府中町青崎南４番２号
債務者　番本　守彦
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目23番２号
債務者　宮里　忠仁
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４２号
香川県善通寺市中村町１丁目２番41号
債務者　横田　紀子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　節代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２９７号
仙台市青葉区宮町１丁目１番26―212号
債務者　青野　充博
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
山形県酒田市大宮町３丁目５番７号グレートオーク201号、前住所山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番地33
債務者　荒神　守彦
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１３５号
大津市坂本１丁目20番36号　ライフイン中嶋Ｌ３、前住所大津市今堅田２丁目11番10―205号
債務者　髙橋　夕香
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
滋賀県高島市新旭町藁園3015番地１、前住所滋賀県高島市新旭町新庄1346番地14
債務者　浜本　健志
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市伊伝居484番地３　コーポ有本２―Ａ、従前の住所兵庫県姫路市神屋町３丁目13番地１　レオパレス神屋町104
債務者　秤　　芳雄
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７７号
新潟県柏崎市松波３丁目６番１―306号　県営松波町住宅１号棟
債務者　宮川　澄江
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
埼玉県三郷市彦成４丁目　みさと団地第４街区第14号棟第312号室、住民票上の住所新潟県柏崎市松波３丁目６番１―306号　県営松波町住宅１号棟
債務者　宮川ホセこと　ドゥラント　ツノダ　ホセ　ルイス
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
新潟県長岡市西蔵王２丁目１番６号
債務者　中川　　譲
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
松江市雑賀町1553番地、前住所松江市北田町133番地
債務者　小田川貴宏
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
松江市上乃木１―18―４　宇賀アパート４号棟101号、住民票上の住所鳥取市徳吉272番地１　市住Ｒ17―13号
債務者　博田のり子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部